

日本国憲法で我が国を守ることができるのか

森 一郎

はじめに

現在の日本国憲法のもとで、我が国を守ることができるのかと問われれば、おそらく大半の人は否と答えるであろう。そして、だから改憲が必要なのだ、と。

しかしながら、現在の岸田政権は口先では改憲が重要課題だと言っているが、実際にはその動きはほとんどない、と言っても過言ではない。

では、もし日本に有事が起こった場合どうなるか。すぐに改憲ができないならば、結局、現在の憲法を解釈し直すことによってしか、日本を守ることができないのではないか。それでは、憲法のどの条文の、どの部分をどのように解釈し直したら日本を守ることができるのか。

以下では対象となる条文を列記し、解釈していく。

1. 前文

(前略) 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(下線は著者による。以下同様)

英文では以下ようになる。

we have determined to preserve our security and existence, trusting in the justice and faith of the peace-loving peoples of the world.

憲法前文のこの部分は、日本が戦力を持たない根拠の一部になっているが、「条件」付の条文である。つまり日本以外の諸国民が戦争をしないという信頼のもとで(trusting), 日本は戦争をしないと述べているわけである。しかしながらそのような「信頼」が裏切られた場合、たとえば外国の軍隊が我が国に侵略してきた場合には、日本も考え方を改めざるを得なくなり、

我々も武器をもって戦う覚悟がある、と理解することができる。

次のエピソードは、上記の条文が文法的に如何に間違っているかを示すものである。

作家の石原慎太郎は「信義に信頼して」の「に」の誤用にこだわった。石原は平成 26 年の衆議院予算委員会で借金を例に挙げて、政府の認識をただした。すなわち、相手に金を貸す際に「君に信頼して」とは言わない、「君を信頼して」と言うだろう、と。「に」という助詞の誤用によって「主体者の立場の位置が曖昧になってしまう」と訴え、憲法の作り直しを求めたのである¹。

次に、前文の以下の部分も解釈の対象となる。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われら（日本の国民）は、平和のうちに生存する権利を有するということは、日本国家としては平和を維持するために、国民の平和を脅かす国に対して、武器をもって戦う必要があることを示している。

2. 第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

この第9条1項も「条件」付きである。すなわち「国際紛争を解決する手段」としての武力は禁止されるが、それ以外は武力の行使は許されると解釈できる。

ところで、「国際紛争を解決する手段」とは何かについては見解が分かれている。一つは不戦条約などの国際法上の通常用語例を根拠に、1項において放棄されているのは侵略戦争であって、自衛戦争は禁止されていないとする見解である。他の一つは自衛戦争と侵略戦争を区別することは困難であって、1項に述べられているのは、自衛戦争と侵略戦争は共に禁止

¹ 「産経新聞」令和4年11月8日付より。

されているとする見解である。

結論からいえば、政府および多くの学説では前者の見解、すなわち放棄されている武力は侵略戦争のそれであって、自衛のための武力および戦争は否定されていないとする。

第9条1項の解釈の根拠となっている不戦条約は以下の通りである。

不戦条約 第一條

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

不戦条約は1928年(昭和3年)8月27日にアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ国、フランス、イタリア王国、大日本帝国などの当時の列強諸国をはじめとする15カ国が署名し、最終的にはソビエト連邦など63カ国が批准した。「國際紛争解決ノ爲」については、一般に、これは侵略戦争の放棄・否定・違法化であって、自衛戦争は認められると解釈されている。

同じく、第9条1項の解釈の根拠となる国連憲章は以下の通りである。

国連憲章 第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。

「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とは、別の言葉でいえば「自衛の権利はある」ということである。なお国連憲章は1945年6月に発効しており、日本国憲法はその後の1946年11月に公布されている。ということは、憲法9条を解釈するには既に存在している国連憲章を基準にすべきであると理解することができる。

次の第9条の2項も検討する必要がある。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法の前案では「前項の目的を達するため」という字句は入っていないか

った。しかしながら最終的には、「前項の目的を達するため」という「条件」が入った。この条件は昭和 21 年 8 月に衆議院で憲法を審議した小委員会の委員長であった芦田均の提案で行われたもので、「芦田修正」と呼ばれている。芦田は次のように述べている。

「私は第 9 条の 2 項が原案のままでは我が国の防衛力を奪うことになることを憂慮したのであります。・修正の字句はまことに明瞭を欠くものでありますが・『前項の目的を達するため』という字句を挿入することによって、原案では無条件に戦力を保持しないとあったものが、一定の条件下でしか武力を持たないということになります。(中略) いかなる条約にも憲法にも、自衛のための武力を禁止したものは世界に存在しておりません」と。

さらに昭和 47 年の第 1 次田中内閣の政府統一見解として「憲法第 9 条 2 項が保持を禁じている『戦力』は自衛のための必要最小限度を超えるもの。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられていない」という声明が出された。

結局「前項の目的」すなわち「国際紛争を解決する手段」として戦力や交戦権は認めないということであるから、別の表現をすれば、自衛のための戦力を保持するは可能であると解釈できる。

3. 第 13 条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この条項では、他の国によって国民の生命、自由が侵された場合、あらゆる手段を用いて、(もちろん武力をも含めて) 対応することが、我が国の「国家としての義務」とであると理解することができる。

この第 13 条は、先ほど検討した憲法前文の二つ目の部分、すなわち「われらは平和のうちに生存する権利を有する」という部分と対応していると思われる。

4. 第 66 条（内閣の組織）

②内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

この条項は文民統制（シビリアン・コントロール）について定めたものといわれている。「文民統制」が必要であると定められているのは「非文民」すなわち「軍人」の存在が前提とされているからである。仮に日本に文民しか存在しないならば、あえて文民統制を規定する必要はない。したがって戦争を遂行する「軍人」が日本にも存在することを前提としている。

5. 第 98 条（憲法の最高法規制、条約・国際法規の遵守）

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

国際法規に類するものとして国連憲章がある。これについては、第 9 条のところで述べたとおりであるが、少し振り返っておく。

国連憲章第 51 条では「(前略) 国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、(中略) 個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と述べられている。つまり国の自衛権は保証されているということである。そして国連憲章は 1945 年 6 月に発効しており、日本国憲法はその後の 1946 年 11 月に公布されている。ということは、憲法 9 条を解釈するには既に存在している国連憲章を基準にすべきであると理解することができる。

おわりに

以上みてきたように、現在の日本国憲法では、我が国が他の国に対して積極的に仕掛ける侵略戦争は許されないが、憲法を解釈し直すことによって自衛のための戦いは可能であると理解できる。

しかしながら、やはり大切なことは、憲法を改正して自衛の戦いは可能であり、そのための戦力や組織（軍隊）も必要であることを憲法に明記することである。

では、どのような条文にすればよいか。これについては本稿のテーマとは少し離れるが次のような 9 条が考えられる。

まず、9条の第一項は現在のままでよいと思われる。第二項は現在の条項を削除し、我が国の平和と独立、そして国民の安全のための自衛隊（国軍）を置くことについて明記すべきである。そして第三項として、軍の最高指揮官は内閣総理大臣とする、ということはどうであろうか。

[参考文献]

佐伯宣親（1981年）『誰も教えてくれなかった憲法論』日本工業新聞社。

島村力（2001年）『英語で日本国憲法を読む』グラフ社。

杉山幸一（2021年）「憲法9条における『国際紛争を解決する手段』について」『危機管理学研究』日本大学危機管理学部危機管理学研究。